

W T O ・ T P R B 対 日 審 査
会 合 一 日 目 ス テ ー ト メ ン ト 骨 子

1 導入

(1) 加盟国及び議長等への謝辞（本年審査においては、各加盟国からの質問は約 700 問に達した。）

(2) T P R の役割

保護主義の圧力は今なお継続しており、T P R の役割は一層増大。

(3) 我が国の開かれた貿易政策

我が国は、G 8、G 2 0 及び A P E C での、「モノ・サービスの貿易及び投資について新たな輸出制限を課さない」というコミットメントを遵守。

2 「平成の開国」

(1) 第三の開国

「国を開く」を具体的実現することには、貿易及び投資を自由化し、人材の交流を促進することを含む。かかる観点から、「包括的経済連携に関する基本方針」を策定。

(2) 開国を成長と雇用につなげる新成長戦略の実践

ア 我が国のマクロ経済の状況

我が国経済は、バブル崩壊後から伸び悩む状況が継続。過去 20 年間で国債残高は 470 兆円増加。

イ 新成長戦略の策定

「平成の開国」に関連し、我が国は成長と雇用のため、新成長戦略を策定。今年を日本経済復活に向けた跳躍の年に。

3 我が国の貿易に関する基本方針

(1) D D A に関する我が国の取組

W T O の下、多角的貿易体制を維持・強化することは我が国の貿易政策の基礎。D D A については、本年が「機会の窓」と認識しており、我が国としても、野心的かつバランスがとれ、これまでの進展に基づいた妥結を実現するため積極的に取り組んでいく。我が国は、N A M A（非農産品市場アクセス）、サービス、ルール等の分野で提案を出し、交渉の進展に貢献。

(2) 包括的経済連携に関する基本方針

「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、現在交渉中の日豪 E P A、日 G C C ・ F T A をはじめ、韓国、E U、モンゴルとの経済連携や、日中韓 F

T A 共同研究についても積極的に取り組んでいく。T P Pについては、6 月頃までに交渉に参加するか否か決定すべく、関係各国と協議を続けていく。

(3) 横浜 A P E C における我が国の取組

2010 年の A P E C 議長エコノミーとして、我が国は、ポゴール目標達成のための評価を実施。A P E C 成長戦略の策定や、F T A A P 構築に向けた具体的道筋を定める上でも貢献。

4 新成長戦略と国内改革

(1) 財政改革

ア 昨年 6 月に財政運営戦略を策定。2015 年までに基礎的財政収支の赤字を 2010 年の水準から半減し、2020 年までに黒字化を達成する。

イ 財政健全化目標を達成するため中期財政フレームを策定。2010 年度我が国予算においては、「歳出の大枠」を設けるとともに、国債発行額についても抑制。2011 年度の後も、財政再建を継続。我が国は社会保障改革に必要な財源の確保と財政再建を両立すべく、今後も社会保障改革及び税制改革を推進する。

(2) 農業改革

ア 我が国の農産品市場は世界の貿易に貢献。過去 20 年で国内の農業生産は 2 割減少。農林漁業の再生は待ったなしの課題。

イ 菅総理の施政方針演説のとおり、農林漁業の再生は「平成の開国」を実現するための主要課題の一つ。我が国は商工業との提携や農地集約化を通じ、農業の転換を図っていく。

ウ 高いレベルの E P A を実現するとともに、我が国の食糧自給率を改善し、農業と地方の再生を促進するため、「食と農林漁業の再生実現会議」を設置。6 月を目途に基本方針を、10 月を目途に行動計画を策定。

(3) 規制改革

ア 昨年 9 月に、「日本を元気にする規制改革 100」を策定。需要と雇用を生み出すために有効な高いレベルの規制改革を推進。

イ また、経済連携の積極的展開を可能にし、非関税障壁を撤廃するために、3 月までに、規制改革の具体的方針を決定。

5 我が国の世界経済への貢献と A f T

(1) 世界経済の回復に向けた我が国の O D A 等における取組

金融危機に対し、我が国は、一昨年の G 20 ロンドン・サミットにおいて、O D A の増額、貿易金融の追加的支援、I M F への融資提供等を発表。また、アフリカ諸国への様々な支援も行っている。

(2) A f Tに関する我が国の取組及び考え方

我が国は、A f Tとして、2009年に「開発イニシアティブ2009」を発表。また、アジア太平洋地域における地域専門家グループに参加し、グッド・プラクティス等の共有を実施。6月のグローバル・レビューに向けて、我が国としても貢献。

(了)